

建築主等の概要

【 1 . 建築主】

【イ . 氏名のフリガナ】 カ) ヒューマン・ロックス ダイ) ルシバ サマヒロ

【ロ . 氏名】 株式会社 ヒューマン・ロックス 代表取締役 橋部 昌浩

【ハ . 郵便番号】 862-0903

【ニ . 住所】 熊本市東区若葉一丁目33番16号

【ホ . 電話番号】 096-273-9977

【 2 . 代理者】

【イ . 資格】 ( 一級 ) 建築士 ( 国土交通大臣 ) 登録第 329708 号

【ロ . 氏名】 山口 勇樹

【ハ . 建築士事務所名】 ( 一級 ) 建築士事務所 ( 熊本県 ) 知事登録第 3655 号  
株式会社 you工房

【ニ . 郵便番号】 869-5164

【ホ . 所在地】 熊本県八代市鼠蔵町2123-45

【ヘ . 電話番号】 0965-32-2642

【 3 . 設計者】

( 代表となる設計者 )

【イ . 資格】 ( 一級 ) 建築士 ( 国土交通大臣 ) 登録第 329708 号

【ロ . 氏名】 山口 勇樹

【ハ . 建築士事務所名】 ( 一級 ) 建築士事務所 ( 熊本県 ) 知事登録第 3655 号  
株式会社 you工房

【ニ . 郵便番号】 869-5164

【ホ . 所在地】 熊本県八代市鼠蔵町2123-45

【ヘ . 電話番号】 0965-32-2642

【ト . 作成又は確認した設計図書】 図面一式

( その他の設計者 )

【イ . 資格】 ( 一級 ) 建築士 ( 国土交通大臣 ) 登録第 326680 号

【ロ . 氏名】 杉本 靖弥

【ハ . 建築士事務所名】 ( 一級 ) 建築士事務所 ( 熊本県 ) 知事登録第 3782 号  
株式会社 杉本構造設計

【ニ . 郵便番号】 866-0055

【ホ . 所在地】 熊本県八代市迎町1-14-12-3F

【ヘ . 電話番号】 0965-32-2256

【ト . 作成又は確認した設計図書】 構造計算一式

【イ . 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ . 氏名】

【ハ . 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ . 郵便番号】

【ホ . 所在地】

【ヘ . 電話番号】

【ト . 作成又は確認した設計図書】

【イ . 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ . 氏名】

【ハ . 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ . 郵便番号】

【ホ . 所在地】

【ヘ . 電話番号】

【ト . 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

- 建築士法第20条の2第1項の表示をした者  
【イ.氏名】杉本 靖弥  
【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第 9031 号
- 建築士法第20条の2第3項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】構造設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第1項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第3項の表示をした者  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ.氏名】  
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第 号

---

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】  
(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ．氏名】
- 【ロ．勤務先】
- 【ハ．郵便番号】
- 【ニ．所在地】
- 【ホ．電話番号】
- 【ヘ．登録番号】
- 【ト．意見を聴いた設計図書】

【5．工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ．資格】 (一級)建築士(国土交通大臣)登録第 329708 号
- 【ロ．氏名】 山口 勇樹
- 【ハ．建築士事務所名】(一級)建築士事務所(熊本県)知事登録第 3655 号  
株式会社 you工房
- 【ニ．郵便番号】869-5164
- 【ホ．所在地】 熊本県八代市鼠蔵町2123-45
- 【ヘ．電話番号】0965-32-2642
- 【ト．工事と照合する設計図書】 図面一式

(その他の工事監理者)

- 【イ．資格】 ( )建築士( )登録第 号
- 【ロ．氏名】
- 【ハ．建築士事務所名】( )建築士事務所( )知事登録第 号
- 【ニ．郵便番号】
- 【ホ．所在地】
- 【ヘ．電話番号】
- 【ト．工事と照合する設計図書】

- 【イ．資格】 ( )建築士( )登録第 号
- 【ロ．氏名】
- 【ハ．建築士事務所名】( )建築士事務所( )知事登録第 号
- 【ニ．郵便番号】
- 【ホ．所在地】
- 【ヘ．電話番号】
- 【ト．工事と照合する設計図書】

- 【イ．資格】 ( )建築士( )登録第 号
- 【ロ．氏名】
- 【ハ．建築士事務所名】( )建築士事務所( )知事登録第 号
- 【ニ．郵便番号】
- 【ホ．所在地】
- 【ヘ．電話番号】
- 【ト．工事と照合する設計図書】

【6．工事施工者】

- 【イ．氏名】 小林 加奈
- 【ロ．営業所名】 建設業の許可(熊本県知事) 第 17453 号  
般-30 株式会社 タケハラ
- 【ハ．郵便番号】866-0014
- 【ニ．所在地】 熊本県八代市北原町2009-3
- 【ホ．電話番号】0965-34-6717

---

【7．構造計算適合性判定の申請】

申請済

未申請

申請不要

---

【8．建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済

未提出

提出不要

---

【9．備考】

---

【建築物の名称又は工事名】

【名称のカタカナ】 カシヨウ)ブ ロッサムサクラゾ ウチクウジ

【名称】 (仮称)ブ ロッサムさくら増築工事

## 建築物及びその敷地に関する事項

【 1 . 地名地番】熊本県八代市鏡町下有佐字二反田162番6、162番7の一部

【 2 . 住居表示】熊本県八代市鏡町下有佐162-6

【 3 . 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

 都市計画区域内(  市街化区域  市街化調整区域  区域区分非設定 )  
 準都市計画区域内  都市計画区域及び準都市計画区域外
【 4 . 防火地域】  防火地域  準防火地域  指定なし

【 5 . その他の区域、地域、地区又は街区】

下水道処理区域

【 6 . 道路】

【イ．幅員】 6.000 m

【ロ．敷地と接している部分の長さ】 21.257 m

【 7 . 敷地面積】

【イ．敷地面積】 (1)( 668.18 m<sup>2</sup> )( 469.35 m<sup>2</sup> )( m<sup>2</sup> )( m<sup>2</sup> )(2)( m<sup>2</sup> )( m<sup>2</sup> )( m<sup>2</sup> )( m<sup>2</sup> )

【ロ．用途地域等】 ( 近隣商業地域 ) ( 第一種住居地域 ) ( ) ( )

【ハ．建築基準法第5 2条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

( 300.00 % )( 200.00 % )( % )( % )

【ニ．建築基準法第5 3条第1項の規定による建築物の建蔽率】

( 80.00 % )( 60.00 % )( % )( % )

【ホ．敷地面積の合計】 (1) ( 1,137.53 m<sup>2</sup> )(2) ( m<sup>2</sup> )

【ヘ．敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 258.00 %

【ト．敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 71.00 %

【チ．備考】

【 8 . 主要用途】 ( 区分 08170 ) 老人ホーム(通所介護事業所付)

【 9 . 工事種別】  新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替

【 1 0 . 建築面積】 ( 申請部分 ) ( 申請以外の部分 ) ( 合計 )

【イ．建築面積】 ( 216.34 m<sup>2</sup> ) ( 414.21 m<sup>2</sup> ) ( 630.55 m<sup>2</sup> )

【ロ．建蔽率】 55.44 %

【 1 1 . 延べ面積】 ( 申請部分 ) ( 申請以外の部分 ) ( 合計 )

【イ．建築物全体】 ( 641.42 m<sup>2</sup> ) ( 967.50 m<sup>2</sup> ) ( 1,608.92 m<sup>2</sup> )【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ハ．エレベーターの昇降路の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ホ．自動車車庫等の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ヘ．備蓄倉庫の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ト．蓄電池の設置部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【チ．自家発電設備の設置部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【リ．貯水槽の設置部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ヌ．宅配ボックスの設置部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ル．住宅の部分】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )【ヲ．老人ホーム等の部分】 ( 641.42 m<sup>2</sup> ) ( 967.50 m<sup>2</sup> ) ( 1608.92 m<sup>2</sup> )【ワ．延べ面積】 1,608.92 m<sup>2</sup>

【カ．容積率】 141.44 %

【 1 2 . 建築物の数】

【イ．申請に係る建築物の数】 1

【ロ．同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物 )  
【イ. 最高の高さ】 ( 10.670 m)( m)  
【ロ. 階数】 地上( 3 階)( 階)  
地下( 階)( 階)  
【ハ. 構造】 鉄骨造  
一部  
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無  
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

---

【14. 許可・認定等】

---

【15. 工事着手予定年月日】 令和 3年 11月 15日

---

【16. 工事完了予定年月日】 令和 4年 5月 31日

---

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
(第 回)令和 年 月 日( )  
(第 回)令和 年 月 日( )

---

【18. その他必要な事項】

---

【19. 備考】

---

【敷地の位置】  
(第1点目) 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒  
(第2点目) 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒

建築物別概要

【 1 . 番号】 1

【 2 . 用途】 ( 区分 08170 ) 老人ホーム  
( 区分 08210 ) 通所介護事業所  
( 区分 )  
( 区分 )  
( 区分 )

【 3 . 工事種別】  新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕  大規模の模様替

【 4 . 構造】 鉄骨造  
一部

【 5 . 主要構造部】

- 耐火構造  
 建築基準法施行令第 1 0 8 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合する構造  
 準耐火構造  
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 ( 口 1 )  
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 ( 口 2 )  
 その他

【 6 . 建築基準法第 2 1 条及び第 2 7 条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第 1 0 9 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造  
 建築基準法第 2 1 条第 1 項ただし書に該当する建築物  
 建築基準法施行令第 1 1 0 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造  
 その他  
 建築基準法第 2 1 条又は第 2 7 条の規定の適用を受けない

【 7 . 建築基準法第 6 1 条の規定の適用】

- 耐火建築物  
 延焼防止建築物  
 準耐火建築物  
 準延焼防止建築物  
 その他  
 建築基準法第 6 1 条の規定の適用を受けない

【 8 . 階数】

【イ . 地階を除く階数】 3 階  
【ロ . 地階の階数】 階  
【ハ . 昇降機塔等の階の数】 階  
【ニ . 地階の倉庫等の階の数】 階

【 9 . 高さ】

【イ . 最高の高さ】 10.670 m  
【ロ . 最高の軒の高さ】 10.270 m

【 1 0 . 建築設備の種類】給排水、照明、換気、非常用照明、消防設備

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】 建築基準法施行令第136条の2の11第一号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第一号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認証番号】

【12. 床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	( F03 階)	( 212.74 m <sup>2</sup> )	( 322.50 m <sup>2</sup> )	( 535.24 m <sup>2</sup> )
	( F02 階)	( 212.74 m <sup>2</sup> )	( 322.50 m <sup>2</sup> )	( 535.24 m <sup>2</sup> )
	( F01 階)	( 215.94 m <sup>2</sup> )	( 322.50 m <sup>2</sup> )	( 538.44 m <sup>2</sup> )
	( 階)	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	( 階)	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	( 階)	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ロ. 合計】		( 641.42 m <sup>2</sup> )	( 967.50 m <sup>2</sup> )	( 1,608.92 m <sup>2</sup> )

【13. 屋根】折板 88タイプ t=0.8 裏貼 フネンエース FP030RF-9326

【14. 外壁】防火サイディング t=16 内壁側PB15二重張り 下張りケイ加版 FP060NE-0177

【15. 軒裏】屋根表し

【16. 居室の床の高さ】 mm

【17. 便所の種類】 水洗(下水道処理)

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

建築物の階別概要

【 1 . 番号】	1
【 2 . 階】	F01
【 3 . 柱の小径】	mm
【 4 . 横架材間の垂直距離】	mm
【 5 . 階の高さ】	3,250 mm
【 6 . 天井】	
【イ . 居室の天井の高さ】	2,500 mm
【ロ . 建築基準法施行令第 3 9 条第 3 項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

【 7 . 用途別床面積】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	( )
【イ .】	( 08170 ) ( 老人ホーム )	( 55.86 )	( m <sup>2</sup> )
【ロ .】	( 08210 ) ( 通所介護事業所 )	( 482.58 )	( m <sup>2</sup> )
【ハ .】	( ) ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ .】	( ) ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ .】	( ) ( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ .】	( ) ( )	( )	( m <sup>2</sup> )

【 8 . その他必要な事項】

【 9 . 備考】

建築物の階別概要

【 1 . 番号】	1
【 2 . 階】	F02
【 3 . 柱の小径】	mm
【 4 . 横架材間の垂直距離】	mm
【 5 . 階の高さ】	3,100 mm
【 6 . 天井】	
【イ . 居室の天井の高さ】	2,500 mm
【ロ . 建築基準法施行令第 3 9 条第 3 項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

【 7 . 用途別床面積】	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ .】	( 08170 )	( 老人ホーム )	( 535.24 m <sup>2</sup> )
【ロ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ハ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ヘ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )

【 8 . その他必要な事項】

【 9 . 備考】

建築物の階別概要

【 1 . 番号】	1
【 2 . 階】	F03
【 3 . 柱の小径】	mm
【 4 . 横架材間の垂直距離】	mm
【 5 . 階の高さ】	mm
【 6 . 天井】	
【イ . 居室の天井の高さ】	2,500 mm
【ロ . 建築基準法施行令第 3 9 条第 3 項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

【 7 . 用途別床面積】	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ .】	( 08170 )	( 老人ホーム )	( 535.24 m <sup>2</sup> )
【ロ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ハ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ニ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【ホ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )
【へ .】	( )	( )	( m <sup>2</sup> )

【 8 . その他必要な事項】

【 9 . 備考】

## 建築物独立部分別概要

---

【 1 . 番号】 1-1

---

【 2 . 延べ面積】 641.42 m<sup>2</sup>

---

## 【 3 . 建築物の高さ等】

【イ . 最高の高さ】 10.670 m

【ロ . 最高の軒の高さ】 10.270 m

【ハ . 階数】 地上 ( 3 ) 地下 ( )

【ニ . 構造】 鉄骨造  
一部

---

## 【 4 . 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

## 【 5 . 構造計算の区分】

建築基準法施行令第 8 1 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第 8 1 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第 8 1 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第 8 1 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第 8 1 条第 3 項に掲げる構造計算

---

## 【 6 . 構造計算に用いたプログラム】

【イ . 名称】 Super Bui l / S S 7 Ver . 1 . 1 . 1 . 1 6

【ロ . 区分】

建築基準法第 2 0 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム  
( 大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

## 【 7 . 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 2 各号に定める基準の区分】

( 第 1 号ロ )

---

## 【 8 . 備考】

## 建築物独立部分別概要

---

【 1 . 番号】 1-2

---

【 2 . 延べ面積】 967.50 m<sup>2</sup>

---

## 【 3 . 建築物の高さ等】

【イ . 最高の高さ】 10.850 m

【ロ . 最高の軒の高さ】 10.545 m

【ハ . 階数】 地上 ( 3 ) 地下 ( )

【ニ . 構造】 鉄骨造  
一部

---

## 【 4 . 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準  
 特定増改築構造計算基準
- 

## 【 5 . 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第 8 1 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算  
 建築基準法施行令第 8 1 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第 8 1 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第 8 1 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第 8 1 条第 3 項に掲げる構造計算
- 

## 【 6 . 構造計算に用いたプログラム】

【イ . 名称】

【ロ . 区分】

- 建築基準法第 2 0 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム  
( 大臣認定番号 )  
 その他のプログラム
- 

## 【 7 . 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 2 各号に定める基準の区分】

( )

---

## 【 8 . 備考】